

伐採及び伐採後の造林の届出等の提出に際しての注意事項書

伐採箇所：_____

(本様式は伐採届出等の単位で作成していただいても結構です。)

森林所有者等氏名：_____

森林資源の循環を確保するため森林法が改正され、平成29年4月1日以降に提出される「伐採及び伐採後の造林の届出」(以下「伐採届出」という。)に基づく伐採は、伐採後の造林状況を確認した「伐採及び伐採後の造林に係る森林状況報告書」の提出が、森林所有者等に義務づけられました。また、森林経営計画が立てられた森林等については、伐採に限らず、造林についても実施後の届出が従来より義務づけられているところです。

伐採と造林は実施事業者や時期が異なる場合もあり、造林の実施状況の確認が意図せず遅れるなどのトラブル発生を防ぐため、伐採に際し、造林の実施方法等を森林所有者や森林計画策定者(以下「森林所有者等」という。)に確認していただくこととします。

【全体】

- 造林をした後に、造林の実施状況を提出することを知っている。
(森林経営計画に基づく伐採は認定権者、保安林は県知事、それ以外は市町村長に提出。)
- 伐採届出や森林経営計画、保安林指定施業要件にある造林方法や時期を知っている。

【造林方法の選択】

- 造林方法の選択に当たっては、植栽と天然更新の区分等を検討した。
(造林方法の選択の参考となる考え方を次に掲載しています。)

(参考)「次世代の大分森林づくりビジョン」(H25.3 大分県) 生産林・環境林の判断基準

| 区分 | 判断基準 | 重視する機能 |
|-----|---|---------|
| 生産林 | <ul style="list-style-type: none">・目的樹種の高い成長が期待できる林地(適地適木)・緩、中傾斜地(30°以下)が大半を占める林地・木材資源として団地的なまとまりがある林地・林内路網が整備された林地、または整備可能な林地 | 木材等生産機能 |
| 環境林 | <ul style="list-style-type: none">・公益的機能の発揮がより望まれる林地 (自然公園特別保護地区等、河畔林・渓畔林、景勝地等)・経済性を考慮し、木材等の生産に適さない林地 (尾根、急傾斜地、瘦せ地等) | 公益的機能 |

注1：生産林は、スギ・ヒノキ・クヌギ等の人手をかけて維持していく森林。

注2：環境林は、広葉樹等が自然に発生し人手を極力かけずに維持していく森林等。

注3：生産林・環境林の目安として機械的に区分した図面は大分県庁・振興局及び市役所、町村役場にあります。

【植栽をする場合】

- 伐採する際に、造林事業者や実施時期の目途はついている。
(目途がついている場合は、事業者名_____)
- 効率的な植栽方法について造林事業者は検討している。

【天然更新をする場合】

- 現地で自然に発生した樹木の本数等が一定以上となり、その状況を示した資料を届け出る必要があることを承知している。